

総社市告示第66号

総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年総社市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給付対象者）</p> <p>第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者</u>で現に児童（20歳に満たない者。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（指定申請）</p> <p>第4条 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を受けようとする者は、自ら受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて受講開始日10日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び<u>数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配</u></p>	<p>（給付対象者）</p> <p>第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（<u>母子及び寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者</u>で現に児童（20歳に満たない者。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（指定申請）</p> <p>第4条 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を受けようとする者は、自ら受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて受講開始日10日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額等についての市町村長等の証明書（<u>所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族</u></p>

改正後	改正前
<p>偶者、<u>老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数</u>についての市町村長等の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>（受給要件の審査等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、受給要件の審査に当たっては、緊急性、必要性、効果等を考慮し、審査を行うものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、就労関係の専門家、<u>母子・父子自立支援員等</u>の意見を聴くことができる。</p>	<p>（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>（受給要件の審査等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、受給要件の審査に当たっては、緊急性、必要性、効果等を考慮し、審査を行うものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、就労関係の専門家、<u>母子自立支援員等</u>の意見を聴くことができる。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条第2項の改正は、平成26年10月1日から施行する。